

# 定 款

**トヨタ紡織株式会社**

昭和25年 5月15日制定  
昭和26年 11月29日改正  
昭和29年 12月27日改正  
昭和30年 12月20日改正  
昭和31年 6月22日改正  
昭和32年 12月23日改正  
昭和34年 12月22日改正  
昭和36年 12月22日改正  
昭和39年 12月22日改正  
昭和42年 6月22日改正  
昭和42年 8月1日改正  
昭和42年 12月22日改正  
昭和47年 12月23日改正  
昭和49年 12月24日改正  
昭和51年 7月27日改正  
昭和54年 7月25日改正  
昭和57年 7月29日改正

平成元年 7月28日改正  
平成3年 7月26日改正  
平成6年 6月29日改正  
平成8年 6月27日改正  
平成11年 6月24日改正  
平成12年 10月1日改正  
平成14年 6月26日改正  
平成15年 6月27日改正  
平成16年 2月25日改正  
平成16年 6月24日改正  
平成16年 10月1日改正  
平成17年 6月22日改正  
平成18年 6月22日改正  
平成21年 6月19日改正  
平成27年 6月12日改正  
平成29年 6月13日改正  
令和4年 6月14日改正

# トヨタ紡織株式会社定款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社はトヨタ紡織株式会社と称する。  
英文では TOYOTA BOSHOKU CORPORATION と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 自動車および産業用運搬車両等輸送用機械器具の部分品・付属品の製造・加工・販売
2. 綿糸布およびその他繊維の糸布の製造・加工・販売
3. 化成品の製造・加工・販売
4. 自動車および産業用運搬車両等輸送用機械器具の部分品・付属品の金型・樹脂型・治工具および設備の製造・販売・保守・点検・修理
5. 建築部材および住宅関連内装資材・用品の製造・加工・販売
6. 自動車および産業用運搬車両等輸送用機械器具の販売・保守・点検・修理
7. 家庭生活用品の製造・加工・販売
8. 環境機器の製造・販売
9. 不動産の賃貸借・管理
10. 一般貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業および倉庫業
11. 損害保険代理業、生命保険募集業、出版業、広告宣伝業、旅行業、警備業および労働者派遣業
12. スポーツ・宿泊・駐車場・飲食・売店等の施設の運営・管理
13. 医療用機器の製造・販売
14. スポーツ用品、キャンプ用品および食品・花き・日用雑貨の販売
15. バイオテクノロジー等の先進技術による農林水産物の生産・加工・販売
16. 機械設備・管・電気工事ならびに造園・土木建築工事の設計・施工・請負

17. 前各号に関するエンジニアリング・コンサルティング・発明研究およびその利用
18. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を愛知県刈谷市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数および単元株式数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は 5 億株とし、1 単元の株式数は 100 株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(単元未満株主の権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式の割当てまたは募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 単元未満株式の売り渡しを請求することができる権利

(单元未満株式の買増し)

第 9 条 当会社の株主は、その有する单元未満株式の数と併せて1单元の株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当会社の株式および新株予約権に関する取扱いならびに手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

### 第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 当会社は、毎年6月に定時株主総会を、必要なときは臨時株主総会を、本店の所在地またはこれに隣接する地のほか、名古屋市において招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議 長)

第 14 条 株主総会の議長は、取締役会長または取締役社長がこれに当る。

② 取締役会長および取締役社長が、いずれも欠員または差支えあるときは、あらかじめ取締役会の決議により定めた順序により他の取締役がこれに当る。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 16 条 当社の株主は、代理人をもってその議決権を行使することができる。ただしその代理人は、議決権を行使することができる当社の株主 1 名にかぎる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

## 第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の数)

第 18 条 当社に、取締役 15 名以内を置く。

(選 任)

第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときに満了する。

- ② 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、その他の取締役の残任期間と同一とする。

(役付取締役および代表取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議をもって、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名ならびに取締役副会長および取締役副社長各若干名を置くことができる。

- ② 取締役会は、その決議をもって、前項の取締役の中から当社を代表する取締役を選定する。

(取締役会の招集および取締役会規則)

第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 4 日前までに各取締役および各監査役に発することを要する。ただし、緊急の場合にはこの日数を短縮することができる。

- ② 前項のほか、取締役会の運営については、取締役会で定める取締役会規則による。

(取締役会の決議の省略)

第 23 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこのかぎりではない。

(相談役および顧問)

第 24 条 取締役会は、その決議をもって当社に相談役ならびに顧問を置くことができる。

(取締役の責任免除)

第 25 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の定めにより、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。

## 第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の数)

第 26 条 当会社に、監査役7名以内を置く。

(選 任)

第 27 条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 28 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときに満了する。

- ② 補欠のため選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

(常勤監査役)

第 29 条 監査役会は、その決議をもって、常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集および監査役会規則)

第 30 条 監査役会の招集通知は、会日の4日前までに各監査役に発することを要する。ただし、緊急の場合にはこの日数を短縮することができる。

- ② 前項のほか、監査役会の運営については、監査役会で定める監査役会規則による。



(監査役の責任免除)

第 31 条 当社は、会社法426条第1項の定めにより、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。

② 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 32 条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第 33 条 当社は、取締役会の決議をもって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

② 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

③ 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

④ 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金等の除斥期間および利息)

第 34 条 配当財産が金銭である場合は、その支払確定の日より満3年を経過しても、受領がないときは、当社は支払いの義務を免れる。

② 剰余金の配当には、利息をつけない。

## 附 則

第 1 条 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書に規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。
- ③ 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上